**防犯設計ガイドラインチェックリスト**

**工事箇所（住所）：**

|  |  |
| --- | --- |
| **④　集合住宅に係る配慮すべき事項** | ※該当項目に☑にチェックを入れてください |
| Ａ）共用部分（屋内） |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ａ） | **全ての共用出入り口**（避難階段の出入り口等を含む）は、①周囲からの見通しが確保された位置とする。②防犯カメラを設置する。 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | ①**共用玄関**は、各住戸と通話可能で通話者及び共用玄関の外側の状況を撮影・録画可能なインターホンとこれに連動した電気錠を有した玄関扉によるオートロックシステムを導入する。②**共用玄関以外の共用出入り口**（避難階段の出入り口等を含む）は、自動施錠機能付の扉を設置する。 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | ①**共用玄関**は、平均水平面照度がおおむね５０ルクス以上を確保する。②**共用玄関以外の共用出入り口**は、平均水平面照度がおおむね２０ルクス以上を確保する。 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | **管理人室は**、共用玄関、共用メールコーナー（宅配ボックスを含む）及びエレベーターホールを見通せる位置又はこれらに接近した位置に配置する。 | 管理人室がある場合にご回答ください。　☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | **共用メールコーナー及びエレベーターホール**は、1. 共用玄関付近からの見通しが確保された位置に配置する。
2. 防犯カメラ等を設置する。
3. 平均水平面照度がおおむね５０ルクス以上を確保する。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ③　☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ｆ） | **共用メールコーナーの郵便受け箱**は施錠可能なものとする。 | ☐はい☐いいえ☐居住者の選択に一任 |
| ｇ） | **エレベーター**は、**かご内に防犯カメラ**を設置し、**非常ボタンや連絡装置**などを設置する。また、**扉**にはエレベーターホールから、**かご内を見通せる窓**を設置し、**かご内は平均水平面照度がおおむね５０ルクス以上**を確保する。 | かご内・扉に設置（確保）する機器等☐防犯カメラ☐非常ボタンや連絡装置☐扉に窓☐かご内の照度（おおむね５０ﾙｸｽ以上） |
| h） | **共用廊下、共用階段**等は、1. -１　周囲からの見通しが確保された構造等とする。

または、1. -２　防犯カメラ等の設置により見通しを補完する対策を講じる。
2. 平均水平面照度がおおむね２０ルクス以上を確保する。
3. 共用階段は共用廊下等に解放された形態とする。
 | ①左記（-１、-２）のうちどちらかに配慮する。☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ③　☐はい　☐いいえ |
| ｉ） | **共用廊下、共用階段及び避難階段**は、1. 乗り越え等による侵入が困難な構造とする。

やむを得ず侵入が可能な構造となる場合、1. 道路からの見通しを確保し、面格子やフェンス等の侵入防止用の設備を設置する。
 | ①　☐はい　☐いいえ侵入が可能な構造となる場合にご回答ください。②　☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ｊ） | 1. **屋上へ通じる出入り口（点検口も含む）**には、扉を設置し施錠する。
2. 共用廊下から屋上へ、又は屋上からバルコニー等への侵入を防止するためのフェンス等を設置する。
 | 屋上へ通じる出入口がある場合にご回答ください。①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｋ） | **配管、雨どい、外壁など**は、上階への足掛かりにならないよう配慮する。 | ☐はい　☐いいえ |
| Ｂ）共用部分（屋外等） |
| ａ） | **駐車場、駐輪場、歩道・車道、児童遊園、広場、緑地**等は、1. 周囲からの見通しが確保された配置とする。
2. **駐車場、駐輪場**については、防犯カメラ等の設置により見通しを補完する対策を講じる。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | **駐車場、駐輪場、歩道・車道、児童遊園、広場、緑地**等は、平均水平面照度がおおむね３ルクス以上を確保する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | **駐車場の出入り口**には防犯カメラを設置する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | **駐輪場**には、チェーン用バーラックの設置等、盗難の防止に有効な措置を講じる。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | **児童遊園、広場、緑地等の塀、柵、垣**等は周囲からの見通しを確保し、死角の原因にならないものにする。 | ☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| Ｃ）専用部分 |
| ａ） | **住戸の玄関**は、廊下、階段等から見通しが確保された位置とする。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | **玄関扉**は、1. 防犯建物物品等である扉（枠を含む。）及び錠が設置されたものとする。
2. ドアスコープ等及びドアチェーン等を設置する。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | **インターホン**は、①住戸玄関の外側との間の通話機能を有するものとする。②管理人室との間の通話機能を有するものとする。③共用玄関扉との電気錠と連動し、共用玄関の外側との間の通話機能を有し、通話者及び共用玄関の外側の状況の撮影・録画機能を有するものとする。 | ①　☐はい　☐いいえ管理人室が置かれている場合はご回答ください。②　☐はい　☐いいえオートロックシステムがある場合はご回答ください。③　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | 1. 共用廊下に面する住戸の窓（侵入のおそれのない小窓を除く。以下同じ。）及び接地階に存する住戸の窓のうちバルコニー等に面するもの以外のものは、防犯建物部品等であるサッシ及びガラス（防犯建物部品等であるウィンドウフィルムを貼付したものを含む。以下同じ。）、面格子その他の建具が設置されたものであること。
2. バルコニー等に面する住戸の窓のうち侵入が想定される階に存するものは、防犯建物部品等であるサッシ及びガラスその他の建具が設置されたものであること。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ｅ） | 1. バルコニーは縦樋、手摺り等を利用した侵入の防止に有効な構造とする。
2. バルコニーの手摺りは、安全性やプライバシーの確保に支障のない範囲で見通しの確保されたものであるものとする。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| Ｄ）管理等 |
| ａ） | オートロックシステム、インターホン、防犯カメラ、防犯灯等の防犯設備について、適正に作動しているかを定期的に点検する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | 1. **共用廊下、共用玄関等**に物置、ロッカー等が置かれていることにより、死角となる箇所が発生しないようにすること。
2. **屋外に設置する機器**が侵入者の足場とならないようにすること。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | 植栽については、周囲からの見通しを確保し、侵入者が身を隠すことが出来ないよう下記に配慮する。1. **樹種の選定や位置**に配慮する。
2. **定期的な剪定等**を実施する。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | **防犯性能の高い設備や警報装置、センサーライト等の防犯器具等の導入**に努める。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | 管理組合等を中心に、**住民等による自主防犯活動を推進**する。(自主防犯活動の例）◎清掃活動（美化活動）◎声かけ運動◎夜間点灯運動◎防犯パトロール◎「こども１１０番の家」設置◎既存の町会・自治会への加入　　等 | 住民等による自主防犯活動を推進する（重要事項説明等で周知する等）。☐はい　☐いいえ |

**防犯設計ガイドラインチェックリスト**

**工事箇所（住所）：**

|  |  |
| --- | --- |
| **⑥　建設中の現場に係る配慮すべき事項** | ※該当項目に☑にチェックを入れてください |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ａ） | 敷地内から隣地への侵入を抑止するために1. **仮囲いと現場事務所や資材置き場等との間**に離隔を確保する。
2. **足場など**が隣家への侵入経路にならないよう配慮する。
 | ①　☐はい　☐いいえ②　☐はい　☐いいえ |
| ｂ） | **ゲートの鍵の管理**を徹底し、工事中以外の時間帯における敷地内への侵入を抑止する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｃ） | 透過性のある仮囲いを用いて**敷地内外の見通しを確保し、死角をつくらないよう**配慮する。 | 　☐はい　☐いいえ |
| ｄ） | **照明を設置**して、夜間において平均水平面照度がおおむね３ルクス以上を確保する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｅ） | **警報装置や防犯ブザー、センサーライトなどの機器**を効果的に設置する。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｆ） | 工事に関する注意喚起と同時に、工事の情報や防犯への配慮等について掲示し、近隣住民等にアピールすることで、工事用地への自然な監視の目を集める。 | ☐はい　☐いいえ |
| 符号 | 配慮すべき事項 | 施設計画 |
| ｇ） | ゲート付近等にガードマンを配置し、工事の上での安全性を確保するとともに、近隣環境の見守り活動を行う。 | ☐はい　☐いいえ |
| ｈ） | 工事着手前は、敷地前面に花壇などを設置して、一部を近隣住民のコミュニティスペースとして活用する。 | ☐はい　☐いいえ |
| 上記、⑥　建設中の現場に関して、「設計段階である」または「施工業者が決定していない」等の理由で計画が未定である。☐はい　☐いいえ**※上記、「はい」と回答された方へ**a)～h)については、施工業者に伝達してください。 |

参考：部位別照度基準（警察庁「安全・安心まちづくり推進要綱」等から抜粋、地面又は床面における平均照度）

５０ルクス以上：１０ｍ先の人の顔・行動が明確に識別でき、誰であるかを**明確に**

わかる程度の照度

２０ルクス以上：１０ｍ先の人の顔・行動が識別でき、誰であるかわかる程度の照度

１０ルクス以上：１０ｍ先の人の視線の大まかな向きがわかる程度の照度

　３ルクス以上：４ｍ先の人の挙動、姿勢などが認識できる程度の照度。

（４ｍ先：人から危害を加えられそうになった時に即座に防御や

逃避の行動を取る最低限度の距離とされる。防犯灯の明るさの目安。）

　２ルクス以上：１０ｍ先の人の顔の向き、目、口、鼻の位置がわかる程度の照度